

(仮 訳)

プレス・リリース

2012年11月18日

金融安定理事会

## 金融安定理事会がシャドーバンキングの監視及び規制の強化に関する 最初の包括的な提言を公表

本日、金融安定理事会（FSB）は、市中協議のため、シャドーバンキングシステムの監視及び規制の強化に関する最初の包括的な政策提言を公表した。

「シャドーバンキングシステム」とは、「(完全に又は部分的に) 通常の銀行システム外の主体又は活動による信用仲介」、又は端的にノンバンクによる信用仲介と広く記述することができる。

FSB は、シャドーバンキングに付随する潜在的なシステムミック・リスクの抑制のために政策措置が必要と考える5つの分野に焦点を当てた。

- (i) 通常の銀行システムとシャドーバンキングシステムとの間におけるスピルオーバー効果の抑制
- (ii) MMF の取り付け騒ぎの発生しやすさの低減
- (iii) その他のシャドーバンキング主体によりもたらされるシステムミック・リスクの評価及び抑制
- (iv) 証券化に付随するインセンティブの評価及び調整
- (v) 取り付け騒ぎ時に資金調達の高張を悪化させる可能性のある、レポ取引等の担保付資金調達契約及び証券貸借取引に付随するリスク及び景気変動を増幅させるインセンティブの削減

本日公表された市中協議文書は以下のものから成る。

- シャドーバンキングの諸課題に対する FSB のアプローチの全体像及び5つの特定の分野における提言の概要を提示する「包括的な政策提言の概

要」と題する報告書

- MMF を除くシャドーバンキング主体（その他のシャドーバンキング主体）によりもたらされる銀行類似のシステムミック・リスクを評価及び抑制するためのハイレベルな政策枠組みを提示する「シャドーバンキング主体の監視及び規制の強化のための政策枠組み」と題する報告書—上記(iii)
- 透明性の向上、証券金融取引の規制強化及び市場構造の改善のための13の提言を提示する「証券貸借・レポ取引のシャドーバンキングリスクに対処するための政策提言」と題する報告書—上記(v)

FSB は、これらの文書に対するコメントを歓迎する。コメントは2013年1月14日（月）までに [fsb@bis.org](mailto:fsb@bis.org) へEメール又は郵送（国際決済銀行方 FSB 事務局宛、CH-4002、バーゼル、スイス）にてお送り頂きたい。全てのコメントは、コメントの送り主が特に機密の扱いを希望しない限り、FSB のウェブサイトにて公表される。

FSB が、政策が必要と考えるその他の分野に関しては、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が、2013年半ばまでに、上記(i)の分野の政策提言を策定する。上記(ii)及び(iv)の分野に関しては、証券監督者国際機構（IOSCO）が、その報告書である「MMFに関する政策提言」及び「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」において、最終政策提言を規定している。

FSB は、各作業部会の進捗を引き続きレビューし、2013年9月に最終提言を公表予定である。その後、FSB は、政策提言と統合的な実施に向けた手続きについて作業を行う。

本日、FSBはまた、2回目となる年次「グローバル・シャドーバンキングモニタリング報告書」も公表している。2012年モニタリング報告書は、対象国・地域を2011年の11から25（全24 FSBメンバー国・地域とチリ）に広げたほか、銀行とノンバンク金融主体の相互関連性と、特定のノンバンク金融サブセクター、具体的にはファイナンス会社、に関する分析も実施した。

主な結果は以下の通りである。

- ノンバンクによる金融仲介は、（通常の銀行システムと並行して）金融危機前に急速に拡大し、2002年の推計26兆ドルから、2007年には62兆ドルとなった。また、拡大ペースは鈍化したものの、その後も拡大を続け、2011年末には67兆ドルとなった。

- 各国・地域のノンバンク金融仲介業者の相対的な規模や構成、伸びはきわめて多様である。例えば、米国その他のいくつかの国・地域では、シャドバンキングシステムの規模は、通常の銀行システムと比較して依然大きいままである。25のうちの17の国・地域では、金融危機以降、ノンバンク金融仲介業者が拡大している。それらの国・地域のうちの半分が、金融システムの深化が進む新興国や途上国である。
- データの詳細さは改善してきており、ノンバンクによる金融仲介全体のうち、特定できないノンバンク金融仲介業者のシェアは、2010年の36%から2011年には18%に低下した。しかし、シャドバンキングシステムにおけるリスクの規模及び性質を十分に捕捉できる詳細なデータが不足している国・地域では、更なる改善が必要である。

FSBは、来年、活動及びリスクに基づいたモニタリングの拡大に加え、より詳細な資産及び負債データを取得し、モニタリング・エクササイズを補完する予定である。本日公表されたFSBの市中協議文書において提言されているようなデータの報告及び開示要件の拡充は、そうしたモニタリング強化に必要な基礎を提供するために不可欠である。

## 注記

2011年11月のカンヌ・サミットにおいて、G20の首脳は、最初の提言とそれらを2012年中に更に発展させるための作業計画を示したFSBの報告書「シャドバンキング：監視及び規制の強化」を承認した。上述の政策提言を策定するため、5つの作業部会が設置された。FSBは、これらの作業部会における進捗報告書を2012年4月20日のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

「シャドバンキングシステム」とは、「(完全に又は部分的に)通常の銀行システム外の主体又は活動による信用仲介」、又は端的にノンバンクによる信用仲介と広く記述することができる。そのような仲介は、適切に行われた場合には、銀行融資に代わる、実体経済活動を支える重要な手段となる。しかし、危機から得られた経験は、いくつかのノンバンク主体及び取引が、金融の安定に対して銀行類似のリスクをもたらすような形(短期の資金調達に基づく長期の信用提供及びレバレッジ)で大規模に機能しうることを示している。そのようなリスクの発生は、主体レベルで起こるかもしれないが、規制下にある銀行システムに対し様々な形でフィードバックを与える方法で、徐々にレバレッジと満期変換が生じる取引の複雑な連鎖の一部を構成する可能性もある。

銀行のように、レバレッジがかけられ、満期変換を行うシャドーバンキングシステムは、取り付け騒ぎに対し脆弱かつ伝播リスクを生み出す可能性があり、結果としてシステミック・リスクを増幅させうる。そのような活動はまた、手当がなされない場合、突然の信頼感の低下に対して脆弱な信用チャネルを作り出すことにより、資産価格及び与信の急激な低下を引き起こしやすくする一方で、信頼感が急上昇する間、信用供与と資産価格の上昇を加速することにより、プロシクリカリティを高める可能性がある。そうした効果は、2007年から2009年にかけての、資産担保コマーシャルペーパー（ABCP）市場の混乱、ストラクチャード・インベストメント・ビークル（SIV）及び導管を用いた組成・販売モデルの失敗、MMFに対する取り付け騒ぎ及びレポ・証券貸借取引の取引条件の突然の見直し、に顕著に現れた。しかし、銀行は健全性規制及び他のセーフガードというよく整備されたシステムに服しているのに対し、シャドーバンキングシステムは、典型的にはより緩い監視の枠組みに服しているか、又は監視の枠組みに全く服していない。

FSBの作業の目的は、通常の銀行システム外で発生する金融の安定に対する銀行類似のリスクに対処するために、そのようなリスクをもたらすことのない持続可能なノンバンク金融のモデルを阻害することなく、シャドーバンキングが適切な監視及び規制に服することを確保することである。そのアプローチは、危機の最中に問題の根源であったものを出発点として、システムにとって重要な活動に焦点を当て、金融の安定へのリスクと比例するものとなるよう設計されている。それはまた、急速に発達する銀行類似のリスクをもたらす新たな活動を早期に特定し、必要な場合に、それらのリスクに対処するための、シャドーバンキングシステムのモニタリングのためのプロセスを提供する。同時に、市場の相互連関性及びシャドーバンキングシステムの強力な適応能力を考慮すると、FSBは、この分野の提言は必然的に包括的なものでなければならないと考える。

FSBは、各国金融監督当局および国際基準設置主体の取組みの国際的水準での調和、実効的な規制、監督、その他金融の安定に資する政策実施の発展および促進のために創設された。FSBには、24の国・地域における金融の安定に責任を有する当局、国際金融機関、業態毎の規制・監督当局の国際団体、中央銀行の専門家委員会が参加している。

FSBの議長はマーク・カーニーカナダ中銀総裁であり、事務局はスイスのバーゼル国際決済銀行内に置かれている。

FSB についての詳細は、FSB のホームページを参照されたい。